

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 3 月 9 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500831号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500280号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年3月31日から同年4月1日に訂正し、昭和49年3月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和49年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

A事業所に昭和49年3月31日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。給料支払明細書では保険料が控除されているので、資格喪失日を昭和49年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びB事業所から提出された請求者に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、請求者は昭和49年3月31日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

そして、B事業所は、請求期間当時の保険料控除方法について不明と回答しているものの、請求者はA事業所に勤務した期間の全ての給料支払明細書を保有しており、当該明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記明細書により確認できる請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、昭和 49 年 3 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 49 年 3 月について、事業主が資格喪失年月日を昭和 49 年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 3 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501041号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500283号

第1 結論

請求者のA社における平成18年3月3日及び平成19年12月14日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成18年3月3日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年3月3日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年3月3日
② 平成19年12月14日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与支給明細書及び賃金台帳並びに同社の回答により、請求者は、A社から請求期間①は200万円、請求期間②は250万円の賞与の支給を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年3月3日及び平成19年12月14日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年3月3日及び平成19年12月14日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501081号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500284号

第1 結論

請求者のA社における平成19年8月10日の標準賞与額を23万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月11日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年8月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていることを知った。預金通帳に振込みの記録があるので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③については、A社から提出された請求者に係る貸金台帳及び請求者から提出された金融機関の普通預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間③に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額23万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年8月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①及び②については、A社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、平成18年夏及び同年冬の賞与が支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、請求者から提出された金融機関の普通預金通帳の写しによると、平成18年8月11日及び同年12月15日に、上記賃金台帳により確認できる差引支給額と同額が振り込まれていることから、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500930号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500097号

第1 結論

昭和62年10月から昭和63年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年10月から昭和63年2月まで

私は、昭和62年10月に離婚し、しばらくして就職先が決まったので昭和63年2月頃にA市からB市に住所を移した。B市役所で転入手続を行った時に年金手帳を持参して国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、年金手帳にはこの時に手続きを行った記録が残っている。請求期間の国民年金保険料については、納付場所や納付額は覚えていないが、昭和63年3月に就職する前に確かに納付したはずである。

請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和63年2月頃に年金手帳を持参してB市役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行ったとしているところ、請求者が所持する年金手帳に、i) 変更後の住所としてB市の住所が記載され、変更日として「63. 2. - 2」の日付印が押されていること、ii) 国民年金の記録(1)のページに昭和62年10月15日付けの第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が記載されていること、iii) それぞれの記載の箇所に「B市」のゴム印が押されていることから、時期は特定できないものの、請求者はその主張のとおりB市役所で住所変更及び国民年金の種別変更手続きを行ったことが認められる。

しかしながら、請求者は、平成6年頃にB市役所から連絡があり、同市役所で年金関係の手続きを行った覚えがある旨陳述しているところ、同市役所が管理する電算の国民年金情報によると、昭和62年10月15日付けの第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る届出日は平成6年5月31日と記録され、オンライン記録によると、当該種別変更に係る処理日は平成6年6月14日と記録されており、請求期間は当該処理日まで国民年金保険料を納付することを要しない第3号被保険者期間として記録が管理されていた上、当該処理日時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、請求期間の国民年金

保険料に係る納付書は作成されなかったと考えられる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500822号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500277号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年12月29日から平成7年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。平成6年12月31日付けで会社に退職届を提出し、平成7年1月1日に次の会社に入社したが、ねんきん特別便によると、A社の資格喪失日が平成6年12月29日になっているので、調査の上、同社の資格喪失日を平成7年1月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における離職日は平成6年12月28日と記録されており、請求期間の加入記録はない。

また、A社の当時の事業主は請求者を記憶しておらず、同社に係る商業登記簿謄本により確認できた取締役三人のうち、住所が確認できる二人に照会するも回答が得られず、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者が同期入社で同じ店舗で勤務していたと記憶する同僚三人に照会したが、回答のあった一人は、請求者の同社における退職日を記憶しておらず、残る二人からは回答が得られないことから、請求者の請求期間における勤務実態が確認できない。

加えて、A社の当時の事業主は、B社がA社の給与及び社会保険関係事務を一括管理していた旨回答していることから、B社に勤務していた複数の者が社会保険事務担当として名前を挙げた者に照会したが回答が得られず、A社における請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500605号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500278号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年5月31日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。雇用保険の離職日が平成23年6月30日となっていることから、A社の所轄年金事務所に相談し、同社に対し厚生年金保険の資格喪失日を平成23年7月1日とするよう求めたが、同社は訂正の手続を行っていないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は平成23年6月30日と記録されていることから、請求者が請求期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者が居住するB市から提出された請求者に係る平成23年分市民税・県民税課税証明書によると、給与収入金額欄及び社会保険料控除欄に金額が記載されていない上、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500774号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500279号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年4月

A社に勤務した期間のうち、平成17年4月の標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給に関する資料を保管していないとしており、請求者も請求期間に係る賞与明細書等を保有していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が、請求期間当時にA社の給与及び賞与が振り込まれていたとする金融機関は、記録の保管期間を経過しているため請求者の請求期間に係る預金の取引記録を提出することができないとしている上、請求者の住所地を管轄する市役所は、請求者の課税資料について、保管期間を経過しているため発行できないとしている。

さらに、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者の適用台帳において、請求期間に係る賞与記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500797号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500281号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月
② 平成19年8月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成18年及び平成19年の賃金台帳により、請求者は、請求期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、A社は、請求者は賞与の支給のない雇用契約であり、請求者に対して請求期間に賞与の支給はしていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500937号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500282号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所又はB事業所及びC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和50年1月1日から昭和54年8月15日まで
② 昭和61年1月1日から平成元年6月16日まで

A事業所又はB事業所に正社員として勤務した請求期間①及びC社にパートとして勤務した請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。勤務していたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が記憶する事業所名称であるA事業所又はB事業所の所在地を管轄する法務局において、いずれの事業所名においても商業登記は確認できないが、請求者が記憶する事業主の氏名及び住所がほぼ一致する法人でD社という名称の事業所が確認できる。

しかしながら、D社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、代表取締役も既に亡くなっていることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所及びB事業所についても、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、D社の代表取締役は、請求期間①に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる上、請求者が請求期間と一緒に勤務したと記憶する同僚については、請求期間①において厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間②について、請求者の当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、C社は、当該期間当時の関係資料がない旨回答していることから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、C社において、パートとして勤務していたとしているところ、同社に係る

閉鎖登記簿謄本により確認できる請求期間②当時の取締役は、パート及びアルバイトは厚生年金保険に加入していなかった旨陳述している上、同社において請求者と同じ業務を行っていたとする複数の同僚は、パートとして勤務し厚生年金保険に加入していない期間は厚生年金保険料を控除されていなかった旨陳述していることから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間②のうち、昭和 61 年 4 月 23 日から平成元年 6 月 17 日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。